

「令和８年度「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」の輸入割当てについて（案）」に対する意見公募要領

令和８年９月１１日
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室

１．意見公募の趣旨・目的・背景

「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」を輸入するに当たっては、輸入貿易管理令（昭和２４年政令第４１４号）第４条第１項の規定に基づき、輸入割当てと同時に輸入承認を受ける必要があります（注）。

このたび、本年１１月上旬に公表を予定しております令和８年度の輸入割当て数量及び輸入割当て申請手続等を定める「輸入発表案」を取りまとめました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

（注）当該品目は、輸入貿易管理令（昭和２４年政令第４１４号）第３条第１項の規定に基づく、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他の貨物の輸入について必要な事項（昭和４１年通商産業省告示第１７０号）において輸入が自由化されていない品目に指定されている。

２．意見公募の対象

・「令和８年度「たらの卵」「干しするめ」及び「こんぶ調製品」の輸入割当てについて（案）」

※上記に係る個別の意見公募対象としては以下の通り。

- （１）「令和８年度「たらの卵」の輸入割当てについて（案）」
- （２）「令和８年度「干しするめ」の輸入割当てについて（案）」
- （３）「令和８年度「こんぶ調製品」の輸入割当てについて（案）」

３．資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年９月１１日（金）～令和８年１０月１０日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室

パブリックコメント担当 あて

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「令和8年度「たらの卵」の輸入割当てについて（案）」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	

「令和8年度「こんぶ調製品」の輸入割当てについて（案）」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	